

「性の多様性に係る学校支援及びオンラインサロン」実施業務委託における企画提案募集要項

1 目的

本事業は、外部専門機関と連携し、学校における性的指向・性自認に関する児童生徒からの相談対応及び生徒・教職員の性の多様性に係る理解を深める取組を充実させるとともに、性的指向・性自認で悩みを抱える中学生・高校生を孤立させないための相談できる場を提供することを目的とするものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「性の多様性に係る学校支援及びオンラインサロン」実施業務委託

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料

3,740,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

法人とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 埼玉県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (7) 令和3年度～令和7年度において、当該業務委託と種類・規模をほぼ同じく、または上回る業者実績を有する者

4 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。
- (2) 説明会は行わず、本実施要項及び仕様書に基づき実施する。

5 企画提案書等の提出

受託希望者は、仕様書を参考に（１）～（４）の書類を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

（１）企画提案書（様式任意、ただしA4横置きで、様式1を鑑とすること）

ア 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

イ 事業概要

- (ア) 事業の具体的なスケジュール案
- (イ) 性の多様性に係る学校支援の実施に係る提案【重要】
- (ウ) オンラインサロンの運営方法や参加者募集方法に係る提案【重要】
- (エ) 性的マイノリティに係る知見だけでなく、学校教育にも精通している専門家の提案
- (オ) 専門家やファシリテーター等の確保及び人権教育課との連携に係る提案【重要】
- (カ) 申込者から得た情報を確実に守るための管理等に係る提案【重要】
- (キ) その他、本業務を実施する上で特に重要であるとする提案

ウ 本業務を実施していく際の管理・実施体制

（２）業務実績調書（様式2）

令和3年度～令和7年度において、当該業務委託と種類・規模をほぼ同じく、又は上回る業者実績

（３）法人概要（様式任意）

（４）事業費等見積書（様式任意）

6 質問の受付及び回答

（１）受付期限

令和8年4月17日（金）午後4時まで

（２）提出方法

質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。

提出先のメールアドレスは、a6890-04@pref.saitama.lg.jpとする。

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、令和8年4月24日（金）午後5時15分までに県ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

電子メールとする。電子データ化する際は、文字切れや文字化け等がないか確認すること。

また、電話により着信の確認を行うこと。

（提出先は下記「11 問合せ先及び書類の提出先」のとおり）

(2) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後4時まで

8 選考方法・結果通知

(1) 選考方法

ア 審査委員会（以下、「委員会」という）が、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

イ 企画提案者多数の場合（概ね3者を超える場合など）は、書類による一次審査を実施する場合がある。当該審査を実施した場合、これを通過した企画提案者を委員会による審査の対象とする。

ウ 委員会の審査

(ア) 実施日時及び会場

令和8年5月（会場と日時は別途、応募者に連絡する。）

(イ) 審査方法

企画提案書等の内容に基づいたプレゼンテーションを行い、これを審査する。

(ロ) 審査時間

1者につきプレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。なお、審査時間割については、企画提案者へ別途連絡する。

(ハ) 出席者

1者につき3名以内とする。

(2) 結果通知

委員会審査後、令和8年5月下旬を目途に文書にて通知する。

9 その他

企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

10 委託契約

- (1) 埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。
- (2) 本委託契約は、立会人型電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要となる。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結するものとする。
 - ※ 電子契約による締結を行うことを義務付けるものではない。
 - ※ 電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査には影響しない。

11 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県教育局県立学校部人権教育課 企画・支援担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-6786

E-mail：a6890-04@pref.saitama.lg.jp

12 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の委託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- (3) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県教育局県立学校部人権教育課長に届け出ること。
- (4) 業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。